容





埼玉県発行

例

## 目 次

## ○本号で公布された条例のあらまし 本号で公布された条例のあらまし

イ

る。

○埼玉県税条例の一部を改正する 例

税 務 課

条例のあらまし本号で公布された

三

施行期日

る。

平成二十年四月一日

(埼玉県条例第三十五号(税務課)] 埼玉県税条例の一部を改正する条例

取得税について、 趣 地方税法の一部改正に伴い、 旨 免税点に係る特例措 自動車

置及び環境負荷の小さい自動車の取得 に係る特例措置の適用期限の延長を行

ア 自動車取得税 免税点の特例措置の適用期限を

発行日 毎 週

火曜日・金曜日

購読料金 年 便 Л 料 万三 金 を 千 含 兀 む 百 円

発行者

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八

四 (代表)

http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm

さいたま市南区別所三―

会

○四八

─八六二─二九○

代

埼玉県報ホームページアドレス 印刷所

関

東

図

書

株

式

社

この条例は、

ウ 置の適用期限を二箇月延長する。 ついて、 ル自動車に係る税率の特例措置に 環境性能に優れた大型ディーゼ 適用期限を二箇月延長す

一箇月延長する。 低燃費車特例について、特例措

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十年三月三十一日

## 埼玉県条例第三十五号

埼玉県知事

上

 $\mathbf{H}$ 

清

司

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例 (昭和) 一十五年埼玉県条例第三十八号) の一部を次のように改正す

定中 附則第十九条第五項から第七項まで、 「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。 第十項及び第十 項並びに第二十 一条の規

附 則

平成二十年四月一日から施行する。

再生紙を使用しています。